

Pマークニュース

<2022年盛夏号> Vol. 40号

株式会社トムソンネット Pマークコンサルティンググループ



お陰様で本誌は今回号（2022年盛夏号）を以って、創刊10周年を迎えました。これもひとえにみなさまの本誌に対する暖かいご支援の賜物と深く感謝申し上げます。本誌の創刊は2012年10月です。以来、年4回（新春号、陽春号、盛夏号、爽秋号）季刊発行を10年間続けて参りました。振り返るとあっという間の10年間でしたが、この間「個人情報」を巡る制度（法令）や社会の意識は大きく変化し、個人情報は「保護」と「利用」のバランスが求められる時代になっています。また、サイバー攻撃をはじめとする個人情報が絡む大きなセキュリティ事故も後を絶ちません。

斯かる状況を背景として、Pマークニュースは、「個人情報の取扱い」をメインテーマに、みなさまに法制度・規格改訂の内容や、社会的に関心を集めた情報セキュリティ事案をやさしく解説することを使命として、発行を続けて参りました。お忙しいみなさまの情報源として微力ながらお役に立つことが出来ましたら幸甚です。

これからもみなさまのよりお役に立てる情報誌となることを目指し、発行を継続して行く所存です。引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。

目次と記事概要

1. (続) 改正保護法留意事項「委託に伴う提供」のルールが厳密に解釈されます・・・ P2

2020改正保護法が2022.4.1から施行されていますが、ガイドライン等で示された「委託に伴う提供」の厳正解釈が注目されていますので、注意事項を丁寧に解説します。

2. 事例に学ぶ：「データ暗号化」について・・・ P5

身近な「データの暗号化」を掘り下げてみました。「暗号化が必要となる場面とは」から始まり、「(暗号化の)最強の方法はないか」までを考えてみました。

3. Pマークニュースの10年間を振り返る・・・ P8

Pマークニュース10年間の記事インデックスを掲載しました。記事一覧の中に気になるテーマがございましたら、弊社HPのバックナンバーよりご覧下さい。

4. お知らせ（トピックス）・・・ P10

以上

1. (続) 改正保護法留意事項 – 「委託に伴う提供」のルールが厳密に解釈されます – 保険代理店の「満期更改明細」データの取扱いは？

個人情報保護法 3 年毎見直し 2020 改正保護法が 2022.4.1 施行されていますが、そのガイドラインで注目すべき事項が示され、関係機関(JIPDEC など)主催の改正保護法説明会などでも強調されています。

保険代理店、とりわけ複数保険会社との委託がある乗合保険代理店での個人情報の取扱いでは、一考を要し、対応を再考すべきと思われます。

(1) 「委託された業務以外の当該個人データの取扱い」の例示

個人情報保護法ガイドライン(通則編)3-6-3 では、「委託に伴う提供」は「第三者提供」に該当しないことを明確にしています。「第三者提供」ではありませんから、このケースの提供の際には「同意取得」がいらなとして例示説明を加えています。

注目したいのはガイドライン 3-6-3 に関連した Q7-38 における次の補足です。「委託された業務」に関連しているように思われる下記の事例は「委託された業務」ではないとしているのです。

【事例 1】個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、提供された個人データを委託の内容と関係のない自社の営業活動等のために利用する場合

【事例 2】複数の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、各個人情報取扱事業者から提供された個人データを区別せずに混ぜて取り扱っている場合、また、「委託に伴って提供された個人データを、委託先が自社のために統計情報に加工した上で利用すること」も当該加工については注意を要するとしています。

「委託先は、委託（法第 27 条第 5 項第 1 号）に伴って委託元から提供された個人データを、委託された業務の範囲内でのみ取り扱わなければなりません。委託先が当該個人データを統計情報に加工することが委託された業務の範囲内である場合には、委託先は当該加工を行うことができますが、委託された業務の範囲外で委託先が当該加工を行い、作成された統計情報を自社のために用いることはできません」（A7-38）

乗合代理店で、提供された損保 A 社の「満期契約明細」データを利用して、生保 B 社の契約紹介に利用する、委託されている関連の C 社金融商品の紹介に利用するのは、「区別せずに混ぜて取り扱っている場合」であり、こうした A 社「満期契約明細」データの拡大利用は、「委託された業務」ではないと例示しているのです。

(2) 複数の委託先から提供を受けた個人データを名寄せしての利用は？

「A 社及び B 社の指示に基づき、A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することで、本人ごとに個人データの項目を増やす等した上で統計情報を作成し、これを A 社及び B 社に提供すること」はできますか？ (Q7-43) 「できません」としています。

なぜなら、「個人データの取扱いの委託（法第 27 条第 5 項第 1 号）において、複数の委託を受ける委託先は、各委託元から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合

することはできません。したがって、A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することはできず、突合して得られた個人データから統計情報を作成することもできません。外部事業者に対する委託と整理した上で、委託先である当該外部事業者において提供を受けた個人データを本人ごとに突合して統計情報を作成する場合には、A 社及び B 社においてそれぞれに対する第三者提供に関する本人の同意を取得する等の対応を行う必要があります。」(A7-43)

(3) 委託先が「独自に取得した個人データ」と名寄せしての利用は？

更に、関連して Q7-41 では、「委託に伴って提供された個人データを、委託先が独自に取得した個人データ 又は個人関連情報と本人ごとに突合することはできますか。」に対して、「個人データの取扱いの委託（法第 27 条第 5 項第 1 号）において、委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合することはできません。したがって、個人データの取扱いの委託に関し、委託先において以下のような取扱いをすることはできません。

【事例 1】既存顧客のメールアドレスを含む個人データを委託に伴って SNS 運営事業者に提供し、当該 SNS 運営事業者において提供を受けたメールアドレスを当該 SNS 運営事業者が保有するユーザーのメールアドレスと突合し、両者が一致した場合に当該ユーザーに対し当該 SNS 上で広告を表示すること

【事例 2】既存顧客のリストを委託に伴ってポイントサービス運営事業者等の外部事業者に提供し、当該外部事業者において提供を受けた既存顧客のリストをポイント会員のリストと突合して既存顧客を除外した上で、ポイント会員にダイレクトメールを送付することこれらの取扱いをする場合には、①外部事業者に対する個人データの第三者提供と整理した上で、原則本人の同意を得て提供し、提供先である当該外部事業者の利用目的の範囲内で取り扱うか、②外部事業者に対する委託と整理した上で、委託先である当該外部事業者において本人の同意を取得する等の対応を行う必要があります。」(A7-43)としています。

(4) 保険会社あるいは代理店における必要な対応

乗合代理店において保険会社から提供される「満期契約明細」データを利用して、
①複数保険会社に契約のある契約者を販促資料として名寄せして利用する。
②既契約者にかかわる個人情報と結合させ、リスク診断などを行い、見積書を作成する。
③そのうえで、クロスセールの資料を作成する。
などの「満期契約明細」データを高度活用することは、契約者への利便性の提供であり、自社の拡販にとって、きわめて推奨したい施策です。しかしながら、複数保険会社の「満期契約明細」データの拡大利用は、「委託に伴う提供」には該当せず、個人情報保護法上は疑問が残るのです。

その解決の方法は、ガイドライン Q&A で示されたように下記となるでしょう。

①「満期契約明細」データの提供は、「保険会社による個人データの代理店への第三者提供

である」と整理して、**保険会社が明確に本人の同意を得て**、代理店の「拡販」という利用目的で取扱う対応とする。この場合、A 保険会社の「満期契約明細」データを B 保険会社の契約獲得に利用することも、A 保険会社が容認して「同意」を取得することもあるかもしれませんが。A 保険会社にとっては、むずかしい選択でしょうか？ 更にこの場合は、保険会社で「提供元での提供の記録」（法 25 条）の作成義務が生じ、更にその記録に対して開示請求があれば、開示しなければなりません。（2020 改正保護法 28 条 5 項）

- ②「満期契約明細」データの提供は、「**代理店に対する委託業務の一貫として行われる**」と整理したうえで、委託先である**代理店において本人の同意を取得する**。

この場合は、代理店で、「満期契約明細」データの利用について新たに「利用目的」を明示し、契約者の「同意取得」という対応が必要となります。代理店にとっては、今までの手順に、新たな手順を加えることになり、**募集の手順の追加が必要になります**。

（5）個人情報の高度利活用と個人（顧客契約者）の権利の保護

上記の「委託先が独自に取得した個人データと名寄せしての利用」で、ガイドライン Q&A は、既存顧客のメールアドレスを含む個人データを「**SNS 事業者の持つ個人データと突合する利用方法**」、また「**ポイントサービス運営事業者等の外部事業者が持つ個人データと突合する利用方法**」を例示しています。2020 改正保護法での「**個人関連情報**」に関連した利活用です。質問をよせた事業者は不明ですが、Q7-41 は、当該事業者が、「**個人関連情報**」を意識しての個人情報の高度利用を着々と進めている事例の証左でもあります。

しかしながら、2020 改正保護法のガイドライン回答では、

- ①外部事業者に対する個人データの**第三者提供と整理**した上で、原則**本人の同意を得て提供**し、提供先である当該外部事業者の利用目的の範囲内で取り扱うか、
②外部事業者に対する**委託と整理**した上で、委託先である**当該外部事業者において本人の同意を取得する**等の対応を行う必要があるとしています。

保険における「満期更改明細」データの乗合代理店における高度利活用に置きかえると、

- ③**委託元(保険会社)において「第三者提供」とし、その旨の「提供の同意」**を取得する。
④あるいは**委託先(乗合代理店)において契約者から新たな「同意」**を取得する。となり、いずれの対応も本人の権利を保護することが必要としています。

個人情報保護において、最も尊重されるべき個人（顧客契約者）の権利保護を必要としているのです。乗合代理店での「満期更改明細」データの取扱いは、いずれともいえない**不明確な状況**と思われます。今回、個人情報保護ガイドライン(通則編) Q&A の Q7-41 などで明確にしたルールは、2020 改正保護法で新設された「**個人関連情報**」の取扱ルールと整合させ、**ルール解釈として明示したもの**と思われます。このルール解釈は、不明確な、乗合代理店における「満期更新明細」データの取扱いについて、「顧客第一」の徹底のうえでも、業界に、早急に対応を検討すべき課題を投げかけています。

2. 事例に学ぶ：「データ暗号化」について

事例シリーズの第 16 弾です。つい先頃（7 月 15 日）に IPA（(独)情報処理推進機構）から「情報セキュリティ白書 2022」が発行されました。ざっと目を通しただけで、近年情報セキュリティに対する脅威が益々巧妙になり、被害先も著名な企業や機関に限らず地方の病院、中小企業などに及んでいることが分かります。会社規模がさ程大きくなくても、社会的影響の大きい取引先がある場合には踏み台にされて加害者の立場に立たされる危険があること、などが解説されています。

「白書」の中で、「脅威」の代表選手である「標的型攻撃」と「ランサムウェア」に対して、「機密情報の窃取」対策が強調されています。ランサムウェアは、PC 等を使えなくする攻撃ではありますが、2021 年から情報の窃取と複合した段階にレベルアップしています。また、ネットワーク経由ではありませんが、神奈川県庁において個人情報や機密情報を含む行政文書が保存されていたハードディスクドライブ(HDD) 18 個が廃棄業者の従業員の手により転売された事案等もあることから、IRM(後述)もクローズアップされています。

前回の「Emotet に遭遇」した場合に引き続き、今回も事故後について考察してみようと思います。極論すれば「窃取に遭っても実害を来さない」方策です。

(1) 暗号化が必要となる場面とは

多くの PC には起動時のパスワードや PIN コードを設定しているでしょう。そのことで PC の悪意を持った立ち上げを抑止し、以て情報漏洩を予防しています。

問題は PC から HDD を抜き取り他の PC に接続することによって、好き放題に情報を利用(悪用)することができることです。元の PC の認証プロセスを通さずに個人情報や重要情報にアクセスができるという意味です。



他にも、不正ソフトを PC に植え付け外部にファイル転送させる手口もあり、標的型攻撃の典型的な手法です。情報(ドキュメントファイル)を暗号化しておけば、例え窃取や流出に遭っても悪用される心配が無用になります。安全に管理するための技術を総称し「IRM: Information Rights Management」と呼ばれています。IRM の典型例が「暗号化」ということになります。

(2) 暗号化の種類

「暗号化」と聞くと真っ先に思い浮かべるのはメールの添付ファイルのことではないでしょうか。Windows ではファイル圧縮機能を使用してパスワード付き Zip 暗号化ができます。

パスワード付き Zip 化は情報秘匿に関して多々弱点が指摘されており、できるだけ避けるべきですが、「暗号化」の一つであることには間違いありません。他に、

■Windows 搭載機能による暗号化

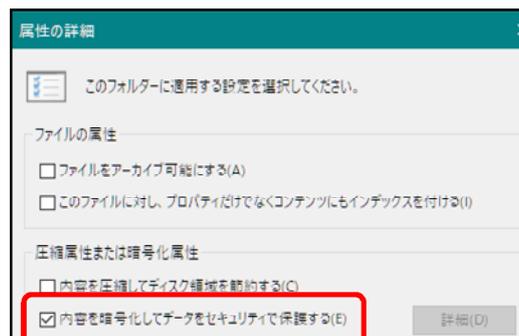
- ・EFS(エクスプローラでファイル、フォルダのプロパティで指定)
- ・BitLocker(ドライブ単位に指定)

■別ソフトによる暗号化

- ・アタシケース、7-Zip、LHA、WinZip(ファイル、フォルダ単位で指定)

などが著名です。

これらの機能やソフトを大別すると、「自動」と「手動」に分けられ、「Windows 搭載機能」は「自動」で「別ソフト」は「手動」に該当します。「自動」の場合、暗号化を指定したドライブやフォルダにファイルを生じた途端に暗号化されますが、「手動」の場合は暗号化する元のファイルと別なものが作られるため、元のファイルを更新・追加・削除した際に暗号化したファイルには反映されません。アーカイブには万全と言えますが。



～EFS を使用した暗号化～

又、「自動」の場合は暗号化したファイルを使うときに何の意識もする必要もないことから「透過型」とも言われます。ただ、移行など他機での認証に供するのはパスワードではなく特別な鍵ですから、他の媒体やドライブに保存(エクスポート)しておく必要があります。

Word や Excel、PDF などのファイルにパスワードを設定することもできますが、開く都度パスワードが要求されるため日常使いには難があります。

(3) 窃取されたらどうなるか

「窃取」で、物理的と技術的の二つの場面を考えてみます。

最初に物理的に PC や HDD、USB メモリが盗難された場合です。この場合、自動であれ手動であれ情報が暗号化されていれば情報が読み取られる可能性はほぼないと考えられます。セキュリティ機能付きの HDD や USB メモリも有効です。ただし、パスワードの文字数の少ない Zip 暗号化では合理的な時間内に解除されることを覚悟しないといけません。

次に技術的な盗難です。つまり、外部の媒体や通信による転送で暗号化したファイルが取り出された場合ですが、(2)で挙げた「自動」によって暗号化したファイルは暗号化する前の平文に戻されます。メール添付然り、Google ドライブなどへのアップ然り、です。従って、マルウェアが侵入して外部のサーバにファイル転送された時には誰にでも見られることになります。「手動」であっても元のファイルを残してあればそれが白日の下にさらされます。

「手動」タイプで、暗号化と同時に元のファイルを削除できるソフトもあります。

(4) 最強の方法はないか

物理的・技術的に堅牢、しかも透過型で日常使いに不便がない方法はないのでしょうか。

実はあります。当方で調べた限りでは全て有料で、出荷ロットも5本以上と謳っているものばかりですが、1本当たり数千円～1万円(年間)が多数を占めており、中小規模の企業でも導入の検討範囲かと思われます。

多くの製品は暗号化すると独自のフォーマットに変換してHDDに保管しますが、拡張子を含めてファイル名は通常通りになります。そのままコピーしたり外部に転送しても、当該のソフトを使わない限り読み取ることはできません。メール添付をする際には解凍のモジュールを付属させる、自動解凍できるexeファイルにする等の手段で送付先に安全に届けることができます。

更に、当該のファイルをコピーした際にトレースする機能を含んでいる製品の場合、参照やコピーの回数に制限を掛けることができ、指定した期間を過ぎたファイルを削除する機能まで持つものもあります。

(5) まとめ

情報の漏洩策として、ここ数年PCやサーバがマルウェアに侵されても情報を流出させない「出口対策」の重要性が喧伝されています。今回はそれに加えて「流出しても悪用されなければいい」との前提で考察してみました。

情報を流出させない対策の主なもの「IPS」に代表されるネットワーク系です。盗難や置き忘れ、メールの誤送信による流出等の人間系の不注意等による脅威についてはともすれば焦点から外れていたように思われます。リモートワークや社外との情報交換が進み、クラウドサービスを使ったファイル共有が極く日常的な手段になるに比例して、人間系による個人情報や機密情報の漏洩、流出、窃盗の機会が増大します。各社におかれてはどこまで責任を問われるかのリスクアセスメントを行った上で最大のコストパフォーマンスが得られるよう、検討されてはいかがでしょうか。

3. Pマークニュースの10年間を振り返る

今回号で10周年を迎えたPマークニュースですが、これまでに掲載した記事内容（記事タイトル）の一覧を以下に示します。

弊社ホームページ (<http://www.tmsn.net/>) よりバックナンバーをご覧ください。

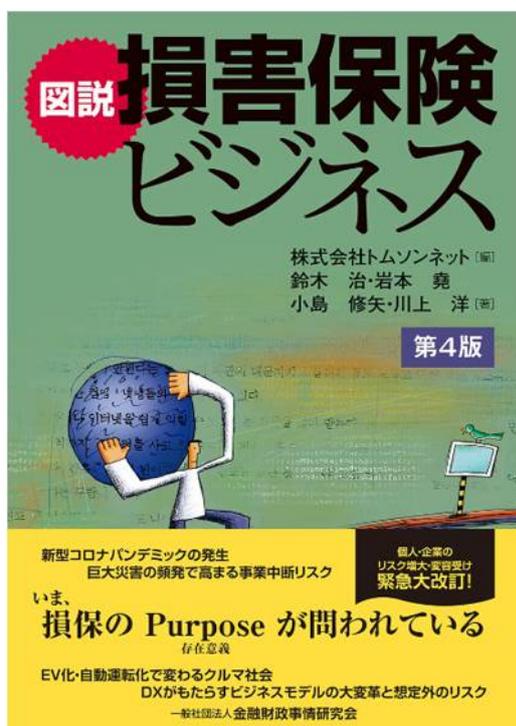
NO	号	記事テーマ
1	2012年10月号	1. ニュース報道の事実 (1) 万全ですか「ある日、突然「容疑者」に」の貴社での対策は？ (2) 売られている顧客情報の取得は犯罪への加担です 2. 4月～9月までにPマークを取得した保険代理店は22店と急増しました
2	2013年新春号	1. 2012年末Pマーク付与事業者状況 2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ（その1：取得への作業の流れ） 3. 後を絶たない個人情報漏えい事件（最近の保険業界の事故から） 4. ご存知ですか、Pマーク・個人情報保護および情報セキュリティ関連サイト
3	2013年陽春号	1. 保険代理店のPマーク取得増加が続いています 2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ （その2：Pマーク取得のための社内体制の構築） 3. ソーシャルネットワーク等から個人情報漏えいを防ぐために 4. ご存知ですか！労働者派遣に関わる法改正の要点
4	2013年盛夏号	1. マイナンバー法案について 2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ（その3：個人情報特定のプロセス） 3. 2012年上半期の個人情報漏えい事故状況 4. ご存知ですか！Pマーク関連の制度改正など（雇用関係の改定ポイント）
5	2013年爽秋号	1. ビッグデータの利活用について 2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ（その4：リスク認識・分析・対策の方法） 3. Pマーク取得の保険代理店93社を調べました 4. ご存知ですか！「IT資産管理システム」について
6	2014年新春号	1. 特集：金融庁「保険ワーキンググループ報告書」に思う 2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ（その5：PMS文書の作成） 3. Pマークコンサルの方法（トムソンネットの場合） 4. ご存知ですか！平成25年の個人情報漏えい事故を振り返って
7	2014年陽春号	1. 個人情報保護法改正の動向について 2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ（その6：PMS社員教育） 3. 平成25年度における保険代理店のPマーク取得動向について 4. ご存知ですか！Pマーク制度の根幹となる個人情報保護マネジメントシステム
8	2014年盛夏号	1. 特報：保険代理店のPマーク取得が100社を超えました！ 2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ（その7：PMS運用のポイント①） 3. 個人情報保護法改正の大綱が出ました 4. ご存知ですか！PマークとISMSの違いについて
9	2014年爽秋号	1. Pマーク審査基準強化の方向 2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ（その8：運用その2） 3. 2012年度個人情報漏えい事故調査報告書（日本ネットワークセキュリティ協会）の概要 4. ご存知ですか！保護すべき「個人情報」とは
10	2015年新春号	1. 特集：マイナンバー取扱いガイドラインが公表されました 2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ（その9：Pマークの取得申請） 3. 「やさしい情報セキュリティ」その1：パスワードについて 4. ご存知ですか！個人情報漏えい保険
11	2015年陽春号	1. 最近の個人情報保護にかかわる法制度の改正とPマーク事業者対応 2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ（第10回：文書審査） 3. 平成26年度における保険代理店のPマーク取得動向 4. 「やさしい情報セキュリティ」その2：ウイルス対策について

12	2015年盛夏号	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特報：いつやる？ Pマーク認定取得(更新) 2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ(第11回：現地審査のポイント) 3. ご存じですか マイナンバー通知カードの受領から個人番号カードの発行まで 4. 「やさしい情報セキュリティ」その3：携帯電話・スマホ対策 5. トムソンネットからのお知らせ（マイナンバー関連の取扱規程整備支援のご案内）
13	2015年爽秋号	<ol style="list-style-type: none"> 1. 始まったマイナンバーの通知とPマーク審査 2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ（番外編：コンサル業者の選び方） 3. 最近の5年間におけるPマーク取得動向について 4. 「やさしい情報セキュリティ」その4：バックアップについて
14	2016年新春号	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特集：ネットワーク社会の脆弱性克服への挑戦 2. 保険代理店様の「Pマークを取得して」のアンケート 3. 「やさしい情報セキュリティ」その5：データの消去について 4. 保険代理店における2015年度のPマーク取得動向
15	2016年陽春号	<ol style="list-style-type: none"> 1. マイナンバー関連個人情報のPMSへの対応 2. トムソンネットのPマークコンサルを評価する 3. 近時の情報セキュリティ動向を探る 4. 「やさしい情報セキュリティ」その6：（ウィルスと標的型攻撃について）
16	2016年盛夏号	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンプラは顧客重視なのか？ 2. 個人情報漏えい事故の状況（JNSA 2015年度／速報版より） 3. 「やさしい情報セキュリティ」その7：ランサムウェアについて 4. Pマーク雑記帳
17	2016年爽秋号	<ol style="list-style-type: none"> 1. 金融庁の対応はどうなる？ 個人情報の保護に関する法律施行規則が公示されました 2. 近時（直近3年間）Pマークを取得した保険代理店について 3. 「やさしい情報セキュリティ」その8：情報セキュリティが重要な経営課題に 4. マイナンバーこぼれ話、ご存知でしたか？
18	2017年新春号	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特集：改正個人情報保護法が施行されます 2. 2016年に発生した個人情報漏えい事故を顧みる 3. 「やさしい情報セキュリティ」その9：内部不正 4. Pマークいろいろ調べてみました
19	2017年陽春号	<ol style="list-style-type: none"> 1. 改正個人情報保護法が施行されます(続) 2. 「やさしい情報セキュリティ」その10：（ルータの脆弱性について） 3. 「マイナポータル」、ご存知ですか？
20	2017年盛夏号	<ol style="list-style-type: none"> 1. Pマークニュース創刊20号に寄せて 2. 《新企画》保険代理店様における個人情報保護への取り組み 3. 改正個人情報保護法が施行されました(続々) 4. 5年間を振り返って（Pマークニュース創刊の頃と比較する）
21	2017年爽秋号	<ol style="list-style-type: none"> 1. Pマークの遵守規格 JIS Q15001 の改訂 2. 保険代理店様における個人情報保護への取り組み（2） 3. 「やさしい情報セキュリティ」その11：「自己点検」について 4. Pマークの審査機関と費用について
22	2018年新春号	<ol style="list-style-type: none"> 1. Pマークの遵守規格 JIS Q15001：2017 が公表されました 2. 「やさしい情報セキュリティ」その12：ビジネスメール詐欺 3. 2017年の保険代理店におけるPマーク取得動向について
23	2018年陽春号	<ol style="list-style-type: none"> 1. 更なる個人情報保護の強化へ / EU一般データ保護規制(GDPR)を読み解く 2. 保険代理店様における個人情報保護への取り組み（3） 3. 「やさしい情報セキュリティ」その13：今年要注意のセキュリティ脅威
24	2018年盛夏号	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「個人情報」ってそんなに重要で価値あるもの？ －「個人情報・個人データ」を巡る最近の状況から－ 2. 保険代理店様における個人情報保護への取り組み（4） 3. 事例に学ぶ：技術的安全対策で十分か ～日本年金機構個人情報漏洩事案～
25	2018年爽秋号	<ol style="list-style-type: none"> 1. 改訂 JIS(JIS Q 15001:2017)の運用 2. 事例に学ぶ：「認識」に漏れはないか～日本年金機構入力ミス事案～ 3. Pマーク取得事業者における個人情報漏えい事故状況（2017年）
26	2019年新春号	<ol style="list-style-type: none"> 1. 改訂 JIS(JIS Q 15001:2017)の運用（その2） 2. 事例に学ぶ：「危険メール」の防御策 ～標的型攻撃、BEC等に備えて～

		3. 個人情報保護および情報セキュリティ対策は情報収集から
27	2019年陽春号	1. 個人情報の権利を拡大し「利用停止権」を提言 — 個人情報保護法3年ごと見直し原案が公表されました — 2. 事例に学ぶ：個人情報の紛失対策 ～書類の事故等に備えて～ 3. 悩めるマイナンバー制度の行方
28	2019年盛夏号	1. SNSの利用拡大と個人情報 2. 事例に学ぶ：テレワークに伴うリスク対策 3. 注目される今後のPマーク取得動向
29	2019年爽秋号	1. 個人データ利用の情報提供サービスの拡大と規制 2. 保険代理店様における個人情報保護への取り組み（5） 3. 事例に学ぶ：ブリティッシュ・エアウェイズ（BA）に250億円の制裁金
30	2020年新春号	1. 個人関連情報「クッキー」を巡って 2. 事例に学ぶ：「EMOTET」の被害が国内でも拡大 3. Pマークを取り巻く昨今の状況変化について
31	2020年陽春号	1. 新型コロナウイルス感染対策での個人情報利用を巡って 2. 事例に学ぶ：「うっかりミス」は予防できないのか 3. IT資産と情報セキュリティの管理（見える化）はシステムにお任せ
32	2020年盛夏号	1. 2020個人情報保護法が改正されました 2. 事例に学ぶ：無線LAN・Wi-Fiに伴うリスク対策 3. Pマーク取得の保険代理店について調べました
33	2020年爽秋号	1. 改正個人情報保護法罰則の引き上げ施行は2020.12.12から 2. 事例に学ぶ：ゼロトラストのこと 3. Pマーク再考！
34	2021年新春号	1. 「プライバシーガバナンス」を巡って 2. 事例に学ぶ：「教育」について 3. セキュリティ10大ニュースで振り返る2020年
35	2021年陽春号	1. 「仮名加工情報」「個人関連情報」／2020改正個人情報保護法のポイント 2. 事例に学ぶ：「LINE」の何がまずかったのか 3. 注目される「個人情報保護委員会」について
36	2021年盛夏号	1. 事業者に追加して課せられる規制 — 改正法のポイント — 2. 事例に学ぶ：情報セキュリティの脅威が新たなステージに 3. 保険代理店のPマーク新規取得に復調の兆し
37	2021年爽秋号	1. 事業者に追加して課せられる規制(続) 改正法のポイント 2. 事例に学ぶ：「ダブルチェック」をより有効に 3. Pマーク更新を確実にするためのPMS運用について
38	2022年新春号	1. 進むデジタル化社会の個人データ 2. 事例に学ぶ：「PPAP」をやめる 3. Pマーク取得事業者を集計しました
39	2022年陽春号	1. 改正個人情報保護法は4月1日からの施行です 2. 事例に学ぶ：最恐のマルウェア「Emotet」にかかったかな？という時は 3. 後を絶たない個人情報漏洩事故（上場企業における2021年の実態を探る）
40	2022年盛夏号	1. (続) 改正保護法留意事項「委託に伴う提供」のルールが厳密に解釈されます 2. 事例に学ぶ：「データ暗号化」について 3. Pマークニュースの10年を振り返る

4. お知らせ

(図説) 損害保険ビジネス「第4版」を6月に発売しました。



2018年に発行し、長らくご好評を戴いておりました(図説) 損害保険ビジネス「第3版」は、発行後4年が経過し、激動する損害保険ビジネスの現状を必ずしも捕捉出来ない箇所も出て参りました。

このため、まさに現在の損害保険ビジネスのポイントを余すことなく解説するべく、この度(図説) 損害保険ビジネス「第4版」を出版し、その内容を大幅に刷新しました。

この「第4版」は、新型コロナによるパンデミックやDXの急激な進展による業界の変化をはじめ、保険流通の変革等、最新情報を取込んだ説明書となっており、損害保険業務に携わるみなさまのお手許に置いて戴きたい一冊に仕上げましたので、是非ともご購読をお願い致します。

また、先にご案内済みですが、本年2月には(図説) 生命保険ビジネス「第2版」も生命保険ビジネスの最新情報を網羅して、発売しておりますので、併せて購読戴けますよう、重ねてお願い申し上げます。

Pマークをはじめとして各種ご相談は下記で承っています。ご気軽にどうぞ！

連絡先 株式会社トムソンネット (<https://www.tmsn.net/>)
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ13階
電話 03-3527-1666 FAX03-5298-2556

担当: 岩原 秀雄 (Mail: iwaharahi1017@tmsn.net) 平泉 哲史 (Mail: s.hiraizumi@tmsn.net)
本間 晋吾 (Mail: s.honma@tmsn.net)